

加温ビニールハウス施設補助のお知らせ

(シート張替、ボイラー修繕ほか)



○ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた加温設備付き農業水産施設を有する事業者を対象に保温機能向上等に向けた取組みに補助を行います。

○ 対象品目

加温を行う施設のハウス等で栽培されるみかん、花き、すだち、いちご、きゅうり、しいたけ、うなぎなどになります。

○ 補助対象内容

加温設備を有する農業水産施設の保温機能向上、維持の取り組み

例：保温性が高い資材の導入又は更新（シート張替等）、内張の多重化、設備機器（ボイラー、循環扇、環境遠隔監視等）の設置、更新、修繕、点検などになります。

○ 補助金額

補助金上限額は、取組み実施面積10アール当たり25万円及び申請1申請当たり100万円とし予算の範囲内で、実施事業者に交付します。

○ 補助金交付対象条件

- ・勝浦町内の法人、個人事業主又は勝浦町住民税を課税した個人事業主
- ・加温設備の使用燃料等の削減5%を目標とした省エネの取組みをする者
- ・町税等の滞納がないこと。

○ 補助金交付申請期間等

- ・交付申請期間 令和4年8月1日から令和4年11月30日まで
- ・実績報告提出期限 令和5年1月31日まで

○ お問い合わせ先

勝浦町 農業振興課 電話 0885-42-1505 IP 電話 050-3438-7148